

平成 30 年和光市議会3月定例会

提出議案の概要

和光市

議案第1号	和光市教育委員会委員の任命について
担当	職員課
<p>【目的】</p> <p>和光市教育委員会委員の富澤義宏氏の任期が平成30年3月5日をもって満了となるため、新たに、村中秀人氏を和光市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。</p>	

議案第2号	和光市土地開発公社の解散について
担当	財政課
<p>【目的】</p> <p>和光市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定により議決を求めるものです。</p>	

議案第3号	埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
担当	職員課
<p>【目的】</p> <p>埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増減するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議を行わなければなりません。この協議には、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が必要とされています。</p> <p>【内容】</p> <p>平成30年3月31日付けで、「入間東部地区衛生組合」が解散により当該組合を脱退します。</p>	

議案第4号	埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について
担当	職員課
<p>【目的】</p> <p>埼玉縣市町村総合事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議を行わなければなりません。この協議には、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が必要とされています。</p> <p>【内容】</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 平成30年3月31日付けで、「入間東部地区衛生組合」が解散により当該組合を脱退します。</p> <p>(2) 平成30年4月1日付けで、「入間東部地区消防組合」が「入間東部地区事務組合」に名称変更します。</p> <p>2 改正年月日</p> <p>平成30年4月1日から施行します。</p>	

議案第5号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて
-------	----------------------------------

担当	職員課
----	-----

【目的】

平成29年度の人事院勧告において、民間の地域間・世代間の給与実態に合わせて、国家公務員の一般職の給料表の改正や勤勉手当の支給割合の見直しが示され、国は平成29年12月15日にこの人事院勧告に基づき、給料表等の改正を実施しました。

和光市でも国家公務員の改正に準じ、市職員の給料の見直しを行うため、関係する条例について所要の改正を行うものです。

【内容】

1 条例改正の内容

(1) 平成29年4月1日に遡及し、給料表を国の人事院勧告に準拠した給料表に改正します。

再任用職員の給料月額については平成31年度までに段階的に引き上げます。

(2) 平成29年12月1日に遡及し、勤勉手当の支給割合の見直しを行い、一般職は年間0.1月分、引き上げます。

議案第6号	和光市国民健康保険財政調整基金条例を定めることについて
担当	健康保険医療課

【目的】

本条例は、市の国民健康保険被保険者の国民健康保険税負担の年度間の平準化を図るため、財政調整基金を設置するものです。

なお、この条例の設置に併せて、既存の基金については廃止します。

【内容】

1 和光市国民健康保険財政調整基金の設置

既存の国民健康保険保険給付費等支払基金は、保険給付費の支払金の不足に充当するため設置されたものですが、平成30年度からの制度改正においては、市が負担する保険給付費は県から保険給付費等交付金の交付を受けることとなります。一方で、国民健康保険事業費納付金が県から示され、この財源として市が徴収する国民健康保険税等を充て県に納付することとなります。このため、国民健康保険被保険者の税負担の年度間における平準化を図ることなどを目的に、財政調整基金を設置するものです。

なお、財政調整基金の当初の原資については、次の廃止する基金の残高とします。

2 廃止する基金

- (1) 和光市国民健康保険保険給付費等支払基金
- (2) 和光市国民健康保険高額療養費資金貸付基金
- (3) 和光市国民健康保険出産費資金貸付基金

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

議案第7号	和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	健康保険医療課

【目的】

今回の改正は、平成30年度からの国民健康保険制度改正に対して、新たに3年を一期とする国民健康保険事業計画を策定し、納付金等から負担すべき国民健康保険税必要額を推計し税率等を変更するものです。今回の改正により、一人当たり税額は前年度比5%の増加となります。

【内容】

1 税率等の改正（第3条、第5条、第6条、第8条、第21条関係）

項目		現行	改正案	現行との差
医療給付費分	所得割	6.3%	6.9%	0.6ポイント
	資産割	12.0%	12.0%	-
	均等割(円)	15,600	16,800	1,200
	平等割(円)	18,000	18,000	-
	課税限度額(万円)	54	54	-
後期高齢者 支援金分	所得割	1.8%	2.0%	0.2ポイント
	均等割(円)	7,200	7,200	0
	課税限度額(万円)	19	19	-
介護納付金分	所得割	1.0%	1.2%	0.2ポイント
	均等割(円)	7,200	7,200	0
	課税限度額(万円)	16	16	-
合計	所得割	9.1%	10.1%	1.0ポイント
	資産割	12.0%	12.0%	-
	均等割(円)	30,000	31,200	1,200
	平等割(円)	18,000	18,000	-
	課税限度額(万円)	89	89	-

2 その他の主な改正

- (1) 課税額の算定根拠を改正します。（第2条関係）
- (2) 期別税額を千円単位から百円単位に変更します。（第12条関係）

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

議案第8号	手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて
担当	政策課

【目的】

第二次和光市行政改革推進計画の取組に係る手数料の見直しを実施したことに伴い、その額について必要な改正を行うものです。

【内容】

1 規定する事項

(1) 和光市印鑑条例（昭和51年条例第23号）の一部改正について

第12条の2の手数料を徴収する事項に登録した印影の変更及び登録証の再交付を加えます。

(2) 和光市下水道条例（昭和55年条例第11号）の一部改正について

別表第1中、土地境界証明及びその他の証明に係る手数料の200円を300円に改めます。

(3) 和光市手数料条例（平成12年条例第16号）の一部改正について

別表中、(13) 住民関係のうち住民票補助簿の閲覧に係る手数料の2000円を3000円に改め、(13) 住民関係のうち住民票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付及び戸籍附表の写しの交付並びに(14) 税務関係から(17) その他の証明までに係る各手数料の200円を300円に改めます。また、(13) 住民関係に印鑑再登録の手数料を300円とする旨を新たに規定します。

2 施行期日

平成30年7月1日から施行します。

議案第 9 号	和光市予防接種健康被害調査委員会条例を定めることについて
担当	健康保険医療課
<p>【目的】</p> <p>予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき、市が実施した予防接種に起因する事故又は副反応による健康被害（その疑いがあるものを含む。）について、適正な解決を図るため、市の附属機関として、和光市予防接種健康被害調査委員会を設置するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 要点</p> <p>条例は、全10条で構成され、第1条では条例の設置目的、第2条では委員会の所掌事務、第3条では委員会の組織、第4条では委員の任期、第5条では委員長の選任と職務、第6条では会議の開催、第7条では調査審議手続、第8条では守秘義務、第9条では庶務を担当する部署、そして第10条では委任として、市長が定める特例を規定するものです。</p> <p>また附則において、和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正するものです。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日から施行します。</p>	

議案第10号	和光市介護老人保健福祉施設条例等の一部を改正する条例を定めることについて
担当	長寿あんしん課

【目的】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）等の規定により、平成30年度の地域包括ケアシステム強化のための介護保険制度の改正に合わせて所要の改正を行うものです。

【内容】

1 条例改正の内容

(1) 和光市介護老人保健福祉施設条例（平成12年条例第27号）

介護保険法の改正（平成26年法律第83号）に伴い、条項等の整備をするものです。

(2) 和光市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の改正に合わせ、所要の改正を行なうものです。

(3) 和光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の改正に合わせ、所要の改正を行なうものです。

(4) 和光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第5号）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の改正に合わせ、所要の改正を行なうものです。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

議案第 1 1 号	和光市高齢者住宅条例を廃止する条例を定めることについて
担 当	長寿あんしん課
【内容】	
1 和光市高齢者住宅の借上げが、平成 3 0 年 9 月 3 0 日で、契約満了となるため、和光市高齢者住宅条例（平成 1 0 年条例第 3 0 号）を廃止するものです。	
2 施行期日 平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行します。	

議案第 1 2 号	和光市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
-----------	--------------------------------------

担 当	健康保険医療課
-----	---------

【目的】

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 3 1 号）が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 5 5 条の 2 の規定が新設されることに伴い、和光市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 1 7 号）について、所要の改正を行うものです。

【内容】

1 改正の要点

国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合の取扱いについて、現行では住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるところ、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者になると変更されるため、所要の改正を行います。

2 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日から施行します。

議案第13号	和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	長寿あんしん課
<p>【目的】</p> <p>介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の公布に伴い和光市介護保険条例（平成12年条例第25条）の一部を改正するとともに、第7期介護保険事業計画における介護保険料率の改定に伴い所要の改正を行うものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 和光市介護保険条例の一部改正</p> <p>(1) 保険料率の改正（第7条関係）</p> <p>第7期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料を定めるため、現行の規定を次のように改正します。</p> <p>保険料率（政令に定める保険料算定の基準額）</p> <p>（改正前）第6期計画基準額 50,730円（月額4,228円）</p> <p>（改正後）第7期計画基準額 55,170円（月額4,598円※対前期比370円増）</p> <p>(2) 長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額（第7条第1項第6号関係）</p> <p>平成30年4月1日施行のところ、特例措置のため平成29年4月1日附則改正を行ったところですが、介護保険施行令の改正が公布されたことに伴い、施行日に向けた改正を行います。</p> <p>(3) 市町村の質問検査権の拡大（第24条）</p> <p>第1号被保険者のみであった市町村の質問検査権の範囲が、第2号被保険者も対象となったことに伴い所要の改正を行います。</p> <p>2 施行日</p> <p>平成30年4月1日から施行します。</p>	

議案第14号	和光市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて
担当	長寿あんしん課

【目的】

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）等の規定により、条例を定めるものです。

【内容】

1 制定の要点

現在都道府県で行なっている居宅介護支援事業の指定権限等が、平成30年度より市町村に移譲されるため、県条例において委譲されていた居宅介護支援事業の人員及び運営の基準等について新たに制定するものです。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

議案第 15 号	和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する 条例を定めることについて
担 当	社会援護課

【目的】

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）が改正され平成 30 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和 52 年条例第 4 号）の一部に所要の改正を行うものです。

【内容】

1 改正の要点

国民健康保険の保険者が市町村から県及び市町村に変更されること、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の取扱いが変更されることになるため、条例第 3 条で定めている、助成金の対象者の文言を改定するものです。

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

議案第16号	和光市保育クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	保育施設課

【目的】

保育クラブについては、今後においても事業の充実と安定的な事業運営を図っていくことが必要です。そのため、今年度実施した子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおいて保育クラブの事業運営の財政構造を検証し、保育クラブの運営費全体に占める市の独自負担の割合を保育園保育料と同様に10%と設定することとしました。この考え方を明記した計画に基づき、利用者負担額を改定するものです。

その他、事業名称を「保育クラブ」から「学童クラブ」に変更します。

【内容】

1 改正の要点

(1) 名称の改正

「保育クラブ」の名称を「学童クラブ」に改正します。

(2) 保育料等の改定

ア 利用者負担分として補食代（おやつ代）を設定

児童1人当たり月額2,000円を全ての階層において一律で負担していただきます。世帯階層区分が第1階層の場合の補食代は助成します。

イ 利用料の改定

補食代を除いた部分について、第2階層の月額120円から第6階層の月額600円までの範囲で改定するものです。

階層区分	内容	現行月額	改定後の月額(内はおやつ代)	現行月額との比較
第1階層	生活保護受給世帯 前年度の市民税が非課税の世帯	0円	2,000円(2,000円)	+2,000円
第2階層	前年分の所得税が非課税の世帯で、前年度に課税された市民税の所得割額が5,000円未満の世帯 または、所得割額がなく、均等割額のみ世帯	1,800円	3,920円(2,000円)	+2,120円
第3階層	前年分の所得税が非課税の世帯で、前年度に課税された市民税の所得割額が5,000円以上の世帯	3,600円	5,840円(2,000円)	+2,240円
第4階層	前年分の所得税額が90,000円未満の世帯	5,400円	7,760円(2,000円)	+2,360円
第5階層	前年分の所得税額が90,000円以上、150,000円未満の世帯	7,200円	9,680円(2,000円)	+2,480円
第6階層	前年分の所得税額が150,000円以上の世帯	9,100円	11,700円(2,000円)	+2,600円

※同一世帯から2人以上の児童が入所した場合、2人目以降の保育料については20%の軽減があります（夏休み等の短期入所を除く）。

ウ 延長保育料の日額設定

延長保育料について、現在の月額1300円に加え、新たに日額300円を設定するものです。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。ただし、保育料等の改定は平成30年9月1日から適用します。

議案第 17 号	和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	健康保険医療課
<p>【目的】</p> <p>市の国民健康保険の基本的な運営方針について、3年を一期とした事業計画を策定し、安定的な財政運営を行っていくことを明文化したものです。</p> <p>その他、平成30年度からの国民健康保険制度改正に伴う所要の改正を行うものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 改正の要点</p> <p>(1) 和光市国民健康保険事業計画の策定</p> <p>平成30年度から、3年を一期とした和光市国民健康保険事業計画を定め、医療費分析から課題の抽出、課題解決のための保健事業等の施策の展開、被保険者数及び医療費の推計を行い、被保険者のあるべき負担を明確にしながら、今後3年間の国民健康保険税の税率等を示します。（第4条関係）</p> <p>今後の税率等の改正については、3年に一度となります。（第10条関係）</p> <p>(2) 国民健康保険運営協議会の位置付け</p> <p>市の国民健康保険運営協議会を、国民健康保険法第11条第2項の規定に基づく協議会と規定するものです。</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成30年4月1日から施行します。</p>	

議案第18号	和光市都市公園条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	建設部都市整備課

【目的】

都市公園法（昭和31年法律第79号）の一部改正により運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を都市公園法の基準を参酌して条例で法改正日から1年以内に定めなければならないこと、及び和光市アーバンアクア公園及び土地区画整理事業区域内で整備された公園等を都市公園として定めるため和光市都市公園条例（昭和44年条例第16号）の一部を改正する条例を定めるために上程するものです。

【内容】

1 都市公園法の一部改正に基づき改正するもの

- (1) 運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を都市公園法の基準を参酌して100分の50と設定します。
- (2) 都市公園施設の建築面積の設置基準（建蔽率）を都市公園法を参酌して100分の2に設定するとともに、公募対象公園施設である建築物の建蔽率の緩和規定を設定します。
- (3) 市民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準が定められていますが、都市緑地法の基づく市民緑地がある場合には、基準面積から市民1人当たりの市民緑地の敷地面積を控除した面積以上とするため設定します。

2 市独自の条例改正によるもの

- (1) 和光市アーバンアクア公園及び土地区画整理区域内で整備された公園を都市公園とするため、公園の名称及び位置を記載するものです。
- (2) 公園施設のうち有料の運動施設、便益施設（駐車場）及び管理施設（会議室）を定め、使用料を設定します。

2時間当たりの使用料 (円)

種別	野球場	庭球場	フットサル場	サッカー場	ソフトボール場	駐車場
料金	3,460	1,460	2,190	3,000	2,000	200/3h

* 1 会議室は 200 円

2 駐車場 3 時間を超えた場合、1 時間につき 100 円で 1 日最大 500 円(24 時迄)

(3) 公園で制限されている行為に対する行為許可の使用料を改正します。

1 平方メートル当たりの行為許可使用料（期間 1 日につき）（円）

種 類	物品販売 (㎡)	車による 販売(者)	興行(㎡)	集 会 等 (㎡)	火気使用 (㎡)	業の写 真(台)	業の映画 等(台)
新料金	100	売上 15%	15	7	7	1,000	5,000/h
旧料金	50	50	5	1	1	100	100

(4) 市で管理している都市公園以外の公園についても、施設の設置、管理、占用及び行為許可等都市公園と同一の管理を可能とするために改正します。

(5) 指定管理者による管理又は公募設置管理施設の活用が可能にするための条項を設定します。

(6) その他条ずれによる条文変更等行います。

3 改正年月日

平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 19 号	市道路線の廃止について
担 当	道路安全課
<p>【目的】</p> <p>市道 249 号線の廃止</p> <p>和光市駅北口土地区画整理事業に伴う街区整備を行うことから、既存市道路線を廃止したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 廃止する市道路線</p> <p>(1) 市道 249 号線</p> <p>起点 和光市新倉一丁目 3710 番 1 地先</p> <p>終点 和光市新倉一丁目 3704 番 1 地先</p> <p>幅員 1.82 m</p> <p>延長 60.04 m</p> <p>2 施行期日</p> <p>議会承認後、縦覧・告示を行います。</p>	

議案第20号	市道路線の認定について
担当	道路安全課
<p>【目的】</p> <p>市道649号線、及び市道650号線の認定</p> <p>都市計画法第29条の規定による開発行為により帰属された道路用地を、和光市道として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 認定する市道路線</p> <p>(1) 市道649号線</p> <p>起点 和光市下新倉三丁目977番22地先</p> <p>終点 和光市下新倉三丁目976番9地先</p> <p>幅員 6.00m～8.47m</p> <p>延長 18.54m</p> <p>(2) 市道650号線</p> <p>起点 和光市下新倉四丁目2237番12地先</p> <p>終点 和光市下新倉四丁目2238番1地先</p> <p>幅員 6.00m～9.89m</p> <p>延長 42.36m</p> <p>2 施行期日</p> <p>議会承認後、縦覧・告示を行います。</p>	

平成 29 年度補正予算の概要

議案第 2 1 号 平成 29 年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 2 2 号 平成 29 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算
（第 3 号）

議案第 2 3 号 平成 29 年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算
（第 3 号）

議案第 2 4 号 平成 29 年度埼玉県和光市和光都市計画事業
和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

（参考資料） 各基金の現在高表

平成29年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第4号)

予 算 現 額	25,670,079千円
補 正 額	△ 52,566千円
補正後予算額	25,617,513千円

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
15	国民健康保険保険 基盤安定負担金	45,000	2,684	47,684	保険基盤安定繰出金に係る負担金の額が確定したため、増額補正するもの。	健康保険医療課
15	生活保護費負担金	1,157,745	△ 5,138	1,152,607	歳出における介護扶助費減額補正に伴い、歳入も減額補正するもの。 (補助率:3/4)	社会援護課
15	社会保障・税番号制度システム整備費補助金(総務省分)	0	4,438	4,438	マイナンバー制度及びマイナンバーカード等への旧姓併記対応に関するシステム整備等に係る補助金の交付があるため、追加計上するもの。(補助率10/10・税務システムのみ2/3)	情報推進課
15	地域生活支援事業補助金	34,258	△ 1,014	33,244	歳出における研修業務及び権利擁護業務委託料減額補正に伴い、歳入も減額補正するもの。	社会援護課
15	社会保障・税番号制度システム整備費補助金(厚生労働省分)	0	1,715	1,715	マイナンバー制度に関するシステム整備等の補助金の交付があるため追加計上するもの。 (補助率2/3)	情報推進課
15	社会資本整備総合交付金(都市整備課)	146,952	△ 46,749	100,203	社会資本整備総合交付金の交付額が確定したため、減額補正するもの。	都市整備課
15	社会資本整備総合交付金(道路安全課)	57,101	△ 18,456	38,645	社会資本整備総合交付金の配分決定に伴い、減額補正するもの。	道路安全課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
15	社会資本整備総合交付金(危機管理室)	11,000	△ 5,800	5,200	社会資本整備総合交付金の内示額が確定したため、減額補正するもの。	危機管理室
16	国民健康保険保険基盤安定負担金	112,500	2,903	115,403	保険基盤安定繰出金に係る負担金の額が確定したため、増額補正するもの。	健康保険医療課
16	地域生活支援事業補助金	17,129	△ 507	16,622	歳出における研修業務及び権利擁護業務委託料減額補正に伴い、歳入も減額補正するもの。	社会援護課
16	家庭保育室等運営事業費補助金	1,899	△ 467	1,432	家庭保育室利用者数(主に管外)が当初予算計上時よりも下回る見込みのため、減額補正するもの。	保育サポート課
17	財政調整基金運用利子	572	471	1,043	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	財政課
17	公共用地取得事業基金運用利子	42	190	232	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	財政課
17	学校教育施設整備基金運用利子	29	48	77	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	教育総務課
17	公共施設整備基金運用利子	75	49	124	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	財政課
17	都市基盤整備基金運用利子	102	63	165	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	都市整備課
17	和光市まちづくり基金運用利子	14	42	56	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	総務人権課
18	和光市まちづくり寄附条例寄附金	3,379	11,608	14,987	和光市まちづくり寄附条例に基づく寄附金を受けたことに伴い、増額補正するもの。	総務人権課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
19	和光市まちづくり基金繰入金	7,485	870	8,355	アジア・エアガン選手権大会に関するおもてなしイベント事業への寄附額が確定したため、増額補正するもの。	総務人権課
21	雑入(保育施設課)	17,063	△ 1,916	15,147	ひろさわ保育園整備工事負担金の額が確定したため、減額補正するもの。	保育施設課
22	市道舗装補修事業債	110,200	△ 15,400	94,800	起債対象事業費が変更となったことに伴い、減額補正するもの。	財政課
22	芝宮橋整備事業債	27,700	5,000	32,700	起債対象事業費が変更となったことに伴い、増額補正するもの。	財政課
22	白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援事業債	387,200	10,000	397,200	起債種別の調整に伴い、増額補正するもの。	財政課
22	アーバンアクア公園整備事業債	82,500	4,400	86,900	起債対象事業費が変更となったことに伴い、増額補正するもの。	財政課
22	新設公園整備事業債	35,600	3,700	39,300	起債対象事業費が変更となったことに伴い、増額補正するもの。	財政課
22	防災行政無線整備事業債	9,900	△ 5,300	4,600	起債対象事業費が変更となったことに伴い、減額補正するもの。	財政課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
	職員人件費 ※1議会費から10教育費までにある同名 称事業の合算	3,331,248	21,767	3,353,015	給料表の改定及び勤勉手当の 支給月数の変更により、増額補 正するもの。	職 員 課
2	庁舎維持管理	168,617	△ 6,000	162,617	光熱水費について、当初の積 算より安価に執行できる見込が ついたため、減額補正するも の。	総 務 人 権 課
2	和光市納税サポート センター運営	5,710	△ 1,076	4,634	入札差金による不用額が発生 したため、減額補正するもの。	収 納 課
2	和光市長選挙	25,916	5	25,921	給料表の改定により、超過勤務 手当の差額分を増額補正する もの。	選挙管理委員会 事 務 局
2	衆議院議員総選挙 及び最高裁判所裁 判官国民審査	36,440	8	36,448	給料表の改定により、超過勤務 手当の差額分を増額補正する もの。	選挙管理委員会 事 務 局
2	コミュニティ活動支援	17,027	200	17,227	自治会連合会が実施する「自 治会優待カード事業」について 自治会連合会補助金を増額補 正するもの。	市民活動推進課
3	権利擁護センター (成年後見支援セン ター)	12,249	△ 3,017	9,232	研修業務及び権利擁護業務委 託料については、市民後見人 養成講座の業務委託料を削減 できたため、減額補正するも の。	社 会 援 護 課
3	介護保険特別会計 繰出金	613,208	2,766	615,974	介護保険特別会計の事業費補 正に伴い、増額補正するもの。	長 寿 あ ん し ん 課
3	国民健康保険特別 会計繰出金	726,065	6,578	732,643	保険基盤安定繰出金、財政安 定化支援事業繰出金の額が確 定したため、増額補正するも の。	健康保険医療課
3	ネウボラ	141,409	14,092	155,501	平成28年度子ども・子育て支 援交付金において、実績報告額 が交付申請額に満たなかった ため、補助金の一部を返還す るため増額補正するもの。	ネ ウ ボ ラ 課

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
3	家庭保育室等助成	20,968	△ 5,343	15,625	家庭保育室利用者数(主に管外)が当初予算計上時よりも下回る見込みのため、減額補正するもの。	保育サポート課
3	民間保育所等基盤整備	137,330	△ 1,916	135,414	ひろさわ保育園整備工事負担金の額が確定したため、減額補正するもの。	保育施設課
3	児童センター(館)管理運営	121,542	120	121,662	市外水泳施設利用者が年度当初の利用見込みを上回っていることから、増額補正するもの。	保育施設課
3	生活保護	1,588,787	△ 6,850	1,581,937	介護扶助費 介護扶助受給人員減少により減額補正するもの。(主に65歳未満の施設入所者の減少による。)	社会援護課
4	医療団体等支援	16,495	△ 2,138	14,357	平成29年度朝霞地区周産期医療寄附講座支援事業の派遣医師が減少したため、減額補正するもの。	健康保険医療課
8	都市基盤整備基金積立	100,102	63	100,165	都市基盤整備基金現在高(補正後) 205,922千円	都市整備課
8	都市計画業務	37,561	△ 20,000	17,561	環境影響評価調査業務の現地調査時期の変更及び入札差金等による不用額が発生したため、減額補正するもの。	都市整備課
8	白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援	547,356	△ 45,747	501,609	社会資本整備総合交付金の交付額が確定したため、減額補正するもの。	都市整備課
8	駅北口土地区画整理事業特別会計繰出金	416,466	△ 63,060	353,406	給料表の改定及び勤勉手当の支給月数の変更により、増額補正するもの。また、交付金の減額及び事業費分の減額の差額分を減額補正するもの。	都市整備課
8	公園整備	64,800	△ 4,000	60,800	入札差金等による不用額が発生したため、減額補正するもの。	都市整備課

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
8	アーバンアクア公園整備	173,427	△ 774	172,653	入札差金等による不用額が発生したため、減額補正するもの。また、管理棟付属設備工事及び安全対策工事を実施するため、増額補正するもの。	都市整備課
10	学校教育施設整備基金積立	29	48	77	学校教育施設整備基金現在高(補正後) 105,542千円	教育総務課
12	財政調整基金積立	268,015	49,819	317,834	財政調整基金現在高(補正後) 1,081,485千円	財政課
12	公共用地取得事業基金積立	185,845	190	186,035	公共用地取得事業基金現在高(補正後) 268,904千円	財政課
12	公共施設整備基金積立	50,075	49	50,124	公共施設整備基金現在高(補正後) 148,324千円	財政課
12	まちづくり基金積立	3,393	11,650	15,043	和光市まちづくり寄附条例に基づく寄附金を和光市まちづくり基金に積み立てるため、増額補正するもの。 まちづくり基金現在高(補正後) 46,649千円	総務人権課

3 繰越明許費

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業	金額
2 総務費	1 総務管理費	国有地利活用 (広沢複合施設整備事業)	1,110
	2 徴税費	賦課業務 (区画整理本換地に伴うデータ処理事業)	1,037
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳業務 (通知カード・個人番号カード交付事業)	9,307
		土地区画整理事業に伴う住居表示整備 (換地処分に伴う本籍地変更事業)	2,981
8 土木費	1 道路橋りょう費	道路補修 (市道484号線排水管補修事業)	12,000
		道路整備 (市道408号線道路改良事業)	18,650
		道路整備 (芝宮橋整備事業)	68,500

(変更)

(単位:千円)

款	項	補正前	補正後
		事業	事業
		金額	金額
8 土木費	3 都市計画費	アーバンアクア公園整備 (アーバンアクア公園 管理棟建築工事)	アーバンアクア公園整備 (管理棟建築事業・ 交通安全対策事業)
		100,500	136,500

4 地方債

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
市道舗装補修事業	110,200	94,800
芝宮橋整備事業	27,700	32,700
白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援事業	387,200	397,200
アーバンアクア公園整備事業	82,500	86,900
新設公園整備事業	35,600	39,300
防災行政無線整備事業	9,900	4,600

平成29年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

予 算 現 額	8,479,174千円
補 正 額	5,983千円
補正後予算額	8,485,157千円

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
7	県財政調整交付金	394,239	△ 881	393,358	納税サポートセンター運営費用を減額補正するため、それに伴う県財政調整交付金を同様に減額補正するもの。	健康保険医療課
9	保険給付費等支払基金預金利子	1	286	287	預金利子額が確定したため、増額補正するもの。	健康保険医療課
10	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	120,000	2,083	122,083	繰入金額が確定したため、予算額との差異を増額補正するもの。	健康保険医療課
10	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	90,000	5,368	95,368	繰入金額が確定したため、予算額との差異を増額補正するもの。	健康保険医療課
10	財政安定化支援事業繰入金	1,000	△ 873	127	繰入金額が確定したため、予算額との差異を減額補正するもの。	健康保険医療課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
1	和光市納税サポートセンター運営(国保)	4,666	△ 881	3,785	入札差金による不用額が発生したため、減額補正するもの。	収 納 課
9	基金積立金	433,724	6,864	440,588	保険給付費等支払基金残高(補正後)481,971千円	健康保険医療課

平成29年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算(第3号)

予 算 現 額	3,638,665千円
補 正 額	2,923千円
補正後予算額	3,641,588千円

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
5	介護給付費準備基金運用利子	1	157	158	利子の確定に伴い、増額補正するもの。	長寿あんしん課
6	事務費繰入金	199,832	2,766	202,598	介護保険システム改修事業の補正に伴い、増額補正するもの。	長寿あんしん課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
1	介護保険システム改修事業(長寿あんしん課)	0	2,766	2,766	平成30年4月法改正に伴い、介護保険システムの改修のため、追加計上するもの。	長寿あんしん課
9	介護給付費準備基金積立	77,213	157	77,370	利子の確定に伴い、増額補正するもの。	長寿あんしん課

3 繰越明許費

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業	金額
1 総務費	1 総務管理費	介護保険システム改修事業(長寿あんしん課) (介護保険給付管理システム改修事業)	692
		介護保険システム改修事業(長寿あんしん課) (介護予防ケアマネジメントシステム改修事業)	2,074

平成29年度埼玉県和光市和光都市計画事業
和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

予 算 現 額	1,152,293千円
補 正 額	△ 52,843千円
補正後予算額	1,099,450千円

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
1	社会資本整備総合交付金	107,800	△ 52,283	55,517	交付金額の決定により、減額補正するもの。	駅北口土地区画整理事業事務所
2	一般会計繰入金	416,466	△ 63,060	353,406	給料表の改定及び勤勉手当の支給月数の変更により、増額補正するもの。また、交付金の減額及び区画整理事業債の増額による繰入金の減額と事業費減額の差額を減額補正するもの。	駅北口土地区画整理事業事務所
5	駅北口土地区画整理事業債	548,300	62,500	610,800	交付金減額決定に伴う起債対象額変更による減額及び起債種別の調整により、増額補正するもの。	駅北口土地区画整理事業事務所

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
1	職員人件費	85,251	562	85,813	給料表の改定及び勤勉手当の支給月数の変更により、増額補正するもの。	駅北口土地区画整理事業事務所
2	駅北口土地区画整理推進(駅北)	1,066,542	△ 53,405	1,013,137	報酬・共済費・旅費については、補償業務専門員の採用が困難なため減額。委託料については、本掘調査の不用及び工事委託量の減少のため減額。補償・補填及び賠償金については、損失補償対象の箇所数などの減少のため減額。償還金・利子及び割引料については、当初予定していた利息が下回ったため減額補正するもの。	駅北口土地区画整理事業事務所

3 繰越明許費

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業	金額
2 区画整理事業費	1 事業費	駅北口土地区画整理推進(駅北) (区画道路築造整備事業)	37,668
		駅北口土地区画整理推進(駅北) (宅地造成整備事業)	20,624

4 地方債

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業	548,300	610,800

(参考資料)

各基金の現在高表

(単位:千円)

会計区分	基金名	補正前 現在高	積立及び取崩の状況		補正後 現在高
			積立額	取崩額	
一般会計	財政調整基金	1,031,666	49,819		1,081,485
	市債管理基金	0			0
	学校教育施設整備基金	105,494	48		105,542
	公共用地取得事業基金	268,714	190		268,904
	公共施設整備基金	148,275	49		148,324
	都市基盤整備基金	205,859	63		205,922
	学校建設基金	0			0
	まちづくり基金	35,869	11,650	870	46,649
	小計	1,795,877	61,819	870	1,856,826
特別会計	国民健康保険高額療養費資金貸付基金	5,000			5,000
	国民健康保険保険給付費等支払基金	475,107	6,864		481,971
	国民健康保険出産費資金貸付基金	5,000			5,000
	介護保険介護給付費準備基金	133,125	157		133,282
	介護保険高額介護サービス費等一部負担金に係る資金貸付基金	5,000			5,000
	小計	623,232	7,021	0	630,253
合計	2,419,109	68,840	870	2,487,079	

各会計の起債合計額及び地方債元金償還額

	3月補正後 起債合計額	地方債元金償還額
一般会計	1,151,100千円	1,522,581千円
駅北口区画整理事業特別会計	610,800千円	0千円
合計	1,761,900千円	1,522,581千円

平成30年度予算の概要

議案第25号 平成30年度埼玉県和光市一般会計予算

議案第26号 平成30年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算

議案第27号 平成30年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計予算

議案第28号 平成30年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算

議案第29号 平成30年度埼玉県和光市和光都市計画事業
和光市駅北口土地区画整理事業特別会計予算

議案第30号 平成30年度埼玉県和光市水道事業会計予算

議案第31号 平成30年度埼玉県和光市下水道事業会計予算

議案第25号 平成30年度一般会計予算について

1 基本方針

平成30年度の予算編成について、福祉分野では、待機児童の解消に向けた民間保育所や「長寿あんしんランドデザイン」に基づく地域密着型サービス拠点等を誘致するための経費を計上するほか、まちづくりの分野では、土地区画整理事業、駅北口地区高度利用化事業、広沢複合施設整備事業など、将来を見据えた投資的事業を着実に推進していくための経費を計上し、予算総額は前年度から大きく増加している。

予算編成にあたっては、「選択と集中」の考え方のもと、限りある経営資源を必要性・重要性の高い施策に配分するとともに、事業に合わせた基金の活用や市債を発行するなどをし、所要の財源を確保した。

2 予算規模

歳入歳出総額 256億6,600万円
(対前年度比 11億3,100万円、4.6%の増)

(1) 市税の状況

市税合計額 145億5,307万1千円
(対前年度比 2億5,050万1千円、1.8%の増)

【主要税目の状況】

- ・個人市民税 1億102万2千円増加(対前年度比 1.6%の増)
- ・法人市民税 1,759万2千円減少(対前年度比 3.7%の減)
- ・固定資産税 1,903万9千円減少(対前年度比 0.3%の減)

※ 固定資産税は、国有資産等所在市町村交付金を含まない純固定資産税の比較

(2) 市債の状況

市債合計 14億320万円

(対前年度比 5億3,400万円、61.4%の増)

・ 広沢国有地先行取得債	3億7,210万円
・ 庁舎議場吊天井耐震補強整備事業債	5,460万円
・ 市道舗装繕事業債	3,830万円
・ 芝宮橋整備事業債	4,180万円
・ 古美山立体橋耐震補強整備事業債	1,980万円
・ 白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援事業債	3億2,560万円
・ アーバンアクア公園整備事業債	8,460万円
・ 越後山土地区画整理組合活動支援事業債	3億5,370万円
・ 上谷津ふれあいの森用地取得債	6,480万円
・ 防災行政無線整備事業債	460万円
・ 第四小学校アスベスト撤去事業債	4,330万円

平成30年度末における一般会計地方債現在高の見込額

170億6,481万5千円(29年度から1億5,575万3千円の減)

(3) 基金の積立及び取崩状況

基金繰入金の合計 4億5,633万円

(対前年度比 △5,670万8千円、11.1%の減)

(単位：千円)

基金名	平成29年度末 現在高見込額	平成30年度		平成30年度末 現在高見込額
		積立額	取崩額	
財政調整基金 (目標値：標準財政規模の10%)	1,081,485	318	63,605	1,018,198
学校教育施設整備基金 (学校教育施設の整備に充てる基金)	105,542	32	0	105,574
公共用地取得事業基金 (公共用地取得事業に充てる基金)	268,904	81	255,339	13,646
公共施設整備基金 (学校教育施設以外の公共施設整備に充てる基金)	148,324	45	80,000	68,369
都市基盤整備基金 (都市基盤整備事業に充てる基金)	205,922	62	36,000	169,984
まちづくり基金	46,649	12	21,386	25,275
合計	1,856,826	550	456,330	1,401,046

(4) 地方消費税交付金のうち消費税率引き上げ分の社会保障施策への対応

地方消費税交付金	12億8,200万円
うち消費税率引き上げ分	5億4,000万円

【社会保障施策への対応】

・障害者福祉費	9,666万円
・保育園費	2億8,620万円
・学童クラブ費	2,160万円
・生活保護費	1億1,772万円
・予防費	1,782万円

(5) 都市計画税の使途予定について

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
			都市計画税	その他
公園整備	189,969	158,886	19,444	11,639
下水道整備	403,410	0	252,348	151,062
都市計画事業計	593,379	158,886	271,792	162,701
区画整理事業	2,031,465	1,328,602	439,668	263,195
地方債償還	361,770	0	361,770	0
合計	2,986,614	1,487,488	1,073,230	425,896

平成30年度一般会計歳入予算概要

(単位：千円)

歳入科目	30年度 予算額	29年度 予算額	増減額	増減率 (%)
1 市税	14,553,071	14,302,570	250,501	1.8
2 地方譲与税	108,000	112,000	△ 4,000	△ 3.6
3 利子割交付金	15,000	13,000	2,000	15.4
4 配当割交付金	33,000	74,000	△ 41,000	△ 55.4
5 株式等譲渡所得割交付金	20,000	73,000	△ 53,000	△ 72.6
6 地方消費税交付金	1,282,000	1,156,000	126,000	10.9
7 ゴルフ場利用税交付金	1,398	1,358	40	2.9
8 自動車取得税交付金	43,000	39,000	4,000	10.3
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金等	33,400	33,400	0	0.0
10 地方特例交付金	66,000	68,000	△ 2,000	△ 2.9
11 地方交付税	10,000	50,000	△ 40,000	△ 80.0
12 交通安全対策特別交付金	8,000	8,000	0	0.0
13 分担金及び負担金	676,528	683,205	△ 6,677	△ 1.0
14 使用料及び手数料	277,812	281,877	△ 4,065	△ 1.4
15 国庫支出金	4,294,620	3,834,316	460,304	12.0
16 県支出金	1,646,566	1,454,811	191,755	13.2
17 財産収入	11,843	224,098	△ 212,255	△ 94.7
18 寄附金	1	2	△ 1	△ 50.0
19 繰入金	456,331	513,039	△ 56,708	△ 11.1
20 繰越金	500,000	500,000	0	0.0
21 諸収入	226,230	244,124	△ 17,894	△ 7.3
22 市債	1,403,200	869,200	534,000	61.4
歳入合計	25,666,000	24,535,000	1,131,000	4.6

平成30年度一般会計歳出予算概要

(単位：千円)

歳出科目	30年度 予算額	29年度 予算額	増減額	増減率 (%)
1 議会費	222,619	217,537	5,082	2.3
2 総務費	3,489,886	2,785,032	704,854	25.3
3 民生費	12,226,405	11,877,210	349,195	2.9
4 衛生費	1,494,278	1,508,170	△ 13,892	△ 0.9
5 労働費	61,173	62,477	△ 1,304	△ 2.1
6 農林水産業費	50,820	49,573	1,247	2.5
7 商工費	74,854	79,289	△ 4,435	△ 5.6
8 土木費	3,302,305	3,091,438	210,867	6.8
9 消防費	934,169	949,147	△ 14,978	△ 1.6
10 教育費	2,070,966	2,030,239	40,727	2.0
11 公債費	1,713,069	1,673,381	39,688	2.4
12 諸支出金	456	186,507	△ 186,051	△ 99.8
13 予備費	25,000	25,000	0	0.0
歳出合計	25,666,000	24,535,000	1,131,000	4.6

平成30年度国民健康保険特別会計予算について

1 基本方針

平成30年度は、国民健康保険における制度改正により、これまでの市町村運営から都道府県が保険者として加わり、財政運営の主体となることで市町村の特別会計における財政構造が大きく変わることになる。市町村が負担する保険給付費については、都道府県からの保険給付費等交付金が交付される一方で、市町村は、都道府県から示される国保事業費納付金を納めることになる。また、一般会計からの法定外繰入金については、段階的に解消することが求められている。

このような状況を踏まえ、当市では、和光市国民健康保険事業計画を策定した。この内容については、現状分析から課題を抽出し、効果のある保健事業を推進するとともに、被保険者数や財政推計を行った上で、被保険者の本来のあるべき負担を明確にしなが、平成30年度から3カ年の国民健康保険税率等を示したもので、安定的な財政運営を図るものになっている。

当市の被保険者数については、社会保険加入や後期高齢者医療制度への移行により年々減少することが予想される。また、医療費については、一人当たり医療費は増加が見込まれるものの、被保険者数の減少により、医療費総額は減少していくことが予測されている。なお、被保険者数の減少による税収の減少が見込まれ、引き続き財政運営は厳しいものとなっている。

平成30年度については、積極的な保健事業の推進により医療費を抑制し、今後の納付金の低減につなげることを目的に、次の視点を考慮した予算編成を行った。

(1) 保健事業の推進

脳梗塞の再発を予防する取組、生活習慣病対象者への対策、特定健診や特定保健指導の実施率・改善率の向上、生活習慣病重症化予防対策事業による人工透析移行の防止、健康マイレージ、健康サポート訪問事業等の実施により、被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化を図る。

(2) 自主財源の確保

口座振替の加入促進、納税サポートセンターによる初期滞納への早期着手等により、収納率の向上を図る。

2 予算規模

歳入歳出総額 7 1 億 1, 3 5 3 万 5 千円
 (対前年度比 8 億 6, 2 6 7 万 8 千円、 1 0. 8 %の減)

I 被保険者等の状況

項 目	説 明
1 世帯数	平成 28 年度平均 10,780 世帯
	平成 29 年度平均見込 10,394 世帯 (12 月末 10,377 世帯)
	平成 30 年度平均見込 10,140 世帯 (対前年増減 $\Delta 2.44\%$)
2 被保険者数	平成 28 年度平均 16,718 人
	平成 29 年度平均見込 15,825 人 (12 月末 15,584 人)
	平成 30 年度平均見込 15,109 人 (対前年増減 $\Delta 4.52\%$)
	(1) 一般被保険者
	平成 28 年度平均 16,425 人
	平成 29 年度平均見込 15,700 人 (12 月末 15,477 人)
	平成 30 年度平均見込 15,041 人 (対前年増減 $\Delta 4.20\%$)
	(2) 退職被保険者
	平成 28 年度平均 293 人
	平成 29 年度平均見込 125 人 (12 月末 107 人)
平成 30 年度平均見込 68 人 (対前年増減 $\Delta 45.60\%$)	

II 歳入

科 目	予算額 (千円)	説 明
1 国民健康保険税	1,559,526	(1) 現年課税分 1,436,050 千円 (対前年増減 △2.83%) ア 一般分 1,425,423 千円 調定額 1,552,750 千円 収納率 91.8% イ 退職分 10,627 千円 調定額 10,901 千円 収納率 97.5% (2) 滞納繰越分 123,476 千円 (対前年増減 +24.77%) ア 一般分 120,700 千円 イ 退職分 2,776 千円
2 一部負担金	2	
3 使用料及び手数料	2	
4 県支出金	4,329,794	(1) 保険給付費等交付金 ア 普通交付金 4,264,969 千円 イ 特別交付金 64,825 千円
5 財産収入	1	預金利子
6 繰入金	1,145,692	(1) 一般会計繰入金 523,721 千円 ア 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分) 120,000 千円 イ 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) 90,000 千円 ウ 事務費繰入金 37,021 千円 エ 出産育児一時金繰入金 26,600 千円 オ 財政安定化支援事業繰入金 100 千円 カ その他繰入金 250,000 千円 (2) 基金繰入金 621,971 千円

		ア 旧保険給付費等支払基金繰入金 481,971 千円
		イ 旧高額療養費資金貸付基金繰入金 5,000 千円
		ウ 旧出産費資金貸付基金繰入金 5,000 千円
		エ 財政調整基金繰入金 130,000 千円
7	繰越金	40,000
8	諸収入	38,518
	歳入合計	7,113,535

Ⅲ 歳出

科 目	予算額 (千円)	説 明
1 総務費	37,939	
2 保険給付費	4,310,077	<p>(1) 一般被保険者分 4,211,056 千円 (対前年増減 △0.96%)</p> <p><u>参考・主な内容</u></p> <p>ア 療養給付費 3,640,890 千円 イ 療養費 60,936 千円 ウ 高額療養費 508,470 千円</p> <p>(2) 退職被保険者分 44,556 千円 (対前年増減 △59.34%)</p> <p><u>参考・主な内容</u></p> <p>ア 療養給付費 36,288 千円 イ 療養費 357 千円 ウ 高額療養費 7,776 千円</p> <p>(3) 審査支払手数料 10,045 千円 (4) 出産育児一時金 39,900 千円 (42万円×95件) (5) 葬祭費 4,500 千円 (5万円×90件)</p>
3 国民健康保険 事業費納付金	2,024,844	<p>(1) 一般被保険者分 2,018,643 千円 (2) 退職被保険者分 6,201 千円</p>
4 共同事業拠出金	2	(1) 退職者医療共同事業拠出金 2 千円
5 保健事業費	98,345	<p>(1) 保健衛生普及活動 19,092 千円</p> <p><u>参考・主な内容</u></p> <p>ア 生活習慣病重症化予防対策事業 6,051 千円 イ 健康マイレージ事業 3,163 千円 ウ ジェネリック医薬品差額通知作成等業務 1,080 千円</p> <p>(2) 特定健康診査・特定保健指導 79,253 千円</p>

		<p>参考・主な内容</p> <p>ア 特定健康診査等委託料 60,444 千円</p> <p>イ 特定保健指導委託料 2,899 千円</p>
6 基金積立金	591,972	<p>(1) 国民健康保険財政調整基金積立金 591,972 千円</p> <p>参考・主な内容</p> <p>ア 旧保険給付費支払基金分 481,971 千円</p> <p>イ 旧高額療養費資金貸付基金分 5,000 千円</p> <p>ウ 旧出産費資金貸付基金分 5,000 千円</p> <p>エ 財政調整基金 100,000 千円</p>
7 諸支出金	10,356	
8 予備費	40,000	
歳出合計	7,113,535	

平成30年度後期高齢者医療特別会計予算について

1 基本方針

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障害がある方（本人の申請に基づき、保険者の認定を受けた方）を対象とする医療保険制度で、平成20年4月から埼玉県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、事務及び財政運営の共同処理、広域にわたる計画の策定、構成市町村の連絡調整が行われている。埼玉県後期高齢者医療広域連合によると、埼玉県における平成29年度の被保険者数は81万6千人であり、被保険者の健康増進と医療費適正化の一層の推進による本制度の持続可能性の確保が求められている。

平成30年度和光市後期高齢者医療特別会計予算については、広域連合が推計した市負担金算定に用いる諸係数及び当市における75歳以上の被保険者数に基づき予算を編成している。

主な歳入については、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合が被保険者数から算出した各構成市町村の保険料賦課見込額に予定収納率を乗じて得た保険料と高齢者の医療の確保に関する法律第99条に基づく、低所得者に対する保険料の軽減措置による減収相当額を補完するための財源を一般会計からの繰り入れにより「保険基盤安定繰入金」として計上している。

一方歳出については、歳入に連動する形で、後期高齢者医療保険料負担金及び保険基盤安定負担金のほか、被保険者の資格喪失による保険料還付金等を計上している。

算出の基礎となった当市の被保険者数は6,741人で、前年度に比べて343人増加しており、これに伴い予算額も4,119万9千円、6.1%の増となっている。

なお、平成30年度は後期高齢者医療保険料等の改定年度となっている。

2 予算規模

歳入歳出総額	7億1,676万4千円
（対前年度比	4,119万9千円、6.1%の増）

歳入

単位：千円

科目	予算額	説明
款1 後期高齢者医療保険料	626,364	
項1 後期高齢者医療保険料	626,364	
目1 後期高齢者医療保険料	626,364	特別徴収保険料 316,219 現年度分普通徴収保険料 302,787 過年度分普通徴収保険料 7,358
款2 繰入金	88,395	
項1 一般会計繰入金	88,395	
目1 保険基盤安定繰入金	88,395	
款3 繰越金	1	
項1 繰越金	1	
目1 繰越金	1	
款4 諸収入	2,004	
項1 延滞金、加算金及び過料	401	
目1 延滞金	400	
目2 過料	1	
項2 償還金及び還付加算金	1,600	
目1 保険料還付金	1,500	
目2 還付加算金	100	
項3 預金利子	1	
目1 預金利子	1	
項4 雑入	2	
目1 滞納処分費	1	
目2 雑入	1	
歳入合計	716,764	

歳出

単位：千円

科目	予算額	説明
款1 後期高齢者医療広域連合納付金	715,160	
項1 後期高齢者医療広域連合納付金	715,160	
目1 後期高齢者医療広域連合納付金	715,160	
款2 諸支出金	1,601	
項1 償還金及び還付加算金	1,600	
目1 保険料還付金	1,500	
目2 還付加算金	100	
項2 諸支出金	1	
目1 一般会計繰出金	1	
款3 予備費	3	
項1 予備費	3	
目1 予備費	3	
歳出合計	716,764	

平成30年度介護保険特別会計予算について

1 基本方針

第7期介護保険事業計画は、「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行による介護保険法等の改正により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のための取組みを実施していく計画として位置づけられており、和光市が策定する長寿あんしんプラン（第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画）は、地域包括ケアシステムの完全機能化による共生社会の負担と市民の生活の質（QOL）の向上を目指している。

計画の初年度となる平成30年度の和光市介護保険特別会計は、事業計画の基本目標を踏まえ、第6期計画以前から行っている包括ケアマネジメントの定着と介護予防及び重症化予防の徹底を図り、在宅介護と医療の連携を強化していく。また、増加する認知症高齢者の、全ての状態に対応するようなサービス提供基盤の整備等を見据えた予算編成とした。

(1) 平成30年度における新規事業

ア 医療介護連携拠点の整備

平成27年から、医療介護の連携拠点として朝霞地区医師会において、「地域包括ケア支援室」を設置したところであるが、平成30年度からは市の地域支援事業としてこの地域包括ケア支援室を運営していく。具体的には、朝霞市、新座市、志木市、和光市の朝霞地区4市で協働して、朝霞地区医師会に事業運営を委託し実施していく。医療介護連携拠点の設置により、医療と介護連携がスムーズに実施できるようになり、在宅で安心した生活の継続につながっていく。

イ 地域密着型サービスの整備

平成30年度に、中央エリアには認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護の併設型施設を、南エリアには南第二地域包括支援センターの整備を予定している。また、同じく南エリアの集合住宅に対応した介護予防拠点の整備を実施する。

(2) 歳出（平成30年度の事業計画）

平成30年度予算の歳出のうち、保険給付費である施設サービス費、居宅サービス

費及び地域密着型サービス費については、第7期介護保険事業計画において推計した給付費の伸び率に、直近の給付実績及び平成29年度に新たに整備した定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサービス見込み量の増加も考慮し、必要量から供給量を推計し計上した。

また、地域支援事業については、介護予防・日常生活支援総合事業として、「介護予防・生活支援サービス事業」並びに「一般介護予防事業」を引き続き実施するとともに、包括的支援事業として、地域ケア会議の充実、認知症施策の推進、各日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置するための経費を引き続き計上するとともに、新規事業である医療介護連携拠点の整備を予算計上する。

(3) 歳入

歳入の構成は、保険給付費に充当される介護保険料、国・県支出金、支払基金交付金及び基金繰入金、また総務費等に充当される一般会計繰入金で構成されている。

歳入の25.1%を占める介護保険料については、第7期基準月額4,598円を基礎とし、被保険者数(14,550人、対前年162人増)が1.1%増加することにより、保険料収入は8.5%増加することを見込み、予算計上している。

また、歳入の55.7%を占める国・県・支払基金からの負担金については、歳出に連動する形で各種サービス給付及び事業に要する費用の見込額に、それぞれの負担割合を乗じて計上している。

この他、保険給付費、各種事業費及び事務費等に充当するため、歳入予算の19.2%にあたる一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金を計上し、予算全体を調製した。

2 予算規模

歳入歳出総額 35億1,713万7千円

(対前年度比 7,186万5千円、2.1%の増)

一般状況

科 目	予 算 額	説 明
1 第一号被保険者数		<p>年間平均 14,550人 (対前年比 162人 1.1%の増)</p> <p>前期高齢者数(65～74歳) 7,824人 (対前年比△101人 △1.3%の減)</p> <p>後期高齢者数(75歳以上) 6,726人 (対前年比 263人 4.1%の増)</p>
2 高齢化率		<p>17.6% (前年と同率)</p>
3 保険料基準額		<p>4,598円 (対前年比 370円増)</p>

歳入

科 目	予 算 額	説 明
1 介護保険料	883,059	現年度分特別徴収保険料 763,809 現年度分普通徴収保険料 102,719 滞納繰越分普通徴収保険料 16,531
2 国庫支出金	652,973	介護給付費負担金 558,491 調整交付金 36,145 地域支援事業交付金 58,337
3 支払基金交付金	856,066	介護給付費交付金 813,149 地域支援事業支援交付金 42,917
4 県支出金	450,406	介護給付費負担金 420,299 地域支援事業交付金 29,168 介護保険事業費補助金 937 財政安定化基金支出金 2
5 一般会計繰入金	638,034	介護給付費繰入金 376,458 事務費繰入金等 210,386 低所得者軽減負担金繰入金 4,995 その他一般会計繰入金 17,027 地域支援事業繰入金 29,168
6 基金繰入金	36,498	介護給付費準備基金繰入金 36,498

歳 出

科 目	予 算 額	説 明
1 総務費	210,386	一般管理費 40,987 連合会負担金 11 賦課徴収費 4,893 介護認定審査会費 29,912 運営協議会費 366 地域包括支援センター事業費 132,466 趣旨普及費 1,751
2 保険給付費	3,011,663	
(1)介護等サービス諸費	2,799,501	居宅サービス系の実給付費 1,995,200 施設サービス系の実給付費 804,301
(2)介護予防サービス等諸費	47,983	介護予防サービス費他 47,983
(3)その他諸費	1,873	審査支払手数料 1,872 その他 1
(4)高額介護等サービス諸費	89,779	高額介護等サービス費 89,729 高額介護予防サービス費 50
(5)特定入所者介護サービス等費	72,527	特定入所者介護サービス費他 72,527
3 財政安定化基金拠出金	2	科目設定 2

科 目	予 算 額	説 明
4 市町村特別給付費	66,855	紙おむつ等サービス費 36,808 地域送迎サービス費 19,134 食の自立・栄養改善サービス費 10,913
5 地域支援事業費	207,258	介護予防・日常生活支援総合事業費 158,950 包括的支援事業・任意事業費 48,308
6 利用者負担額軽減制度事業費	1,250	利用者負担額軽減制度事業費 1,250
8 保健福祉事業費	18,119	介護予防スクリーニング事業 4,765 健康増進・介護者リフレッシュ 4,186 地域介護予防 247 介護予防強化サービス事業 8,921

平成30年度和光都市計画事業

和光市駅北口土地区画整理事業特別会計予算について

1 基本方針

和光市駅北口土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図ることを目的とし、駅南口と併せた中心市街地として、計画的な市街地形成、交通の円滑化、安全で快適な居住空間の確保など、災害に強い住み良いまちづくりを目指す都市基盤整備事業である。

平成30年度の予算編成は、前年度に引続き街路築造及び宅地造成等工事を実施するため工事請負費、建物移転に伴う移転補償費及び損失補償費等を計上している。

また、計画的な事業推進を目指し次年度施工予定箇所の建物移転等補償調査業務、工事実施設計業務等及び駅北口駅前広場周辺の高度利用化を推進するため、土地区画整理事業影響等検証業務の委託料を含め予算編成をした。

2 予算規模

歳入歳出総額 9億992万4千円

(対前年度比 2億4,236万9千円 21.0%の減)

(単位:千円・%)

歳		入			
款	本年度予算	前年度予算	比較増減額	対前年度比%	
1 国庫支出金	89,650	107,800	△ 18,150	△ 16.8	
2 繰入金	411,072	496,191	△ 85,119	△ 17.2	
3 繰越金	1	1	0	0.0	
4 諸収入	1	1	0	0.0	
5 市債	409,200	548,300	△ 139,100	△ 25.4	
歳入合計	909,924	1,152,293	△ 242,369	△ 21.0	

(単位:千円・%)

歳		出			
款	本年度予算	前年度予算	比較増減額	対前年度比%	
1 区画整理総務費	87,018	85,251	1,767	2.1	
2 区画整理事業費	822,406	1,066,542	△ 244,136	△ 22.9	
3 予備費	500	500	0	0.0	
歳出合計	909,924	1,152,293	△ 242,369	△ 21.0	

平成30年度水道事業会計の主な予算内容

1 収益的収入及び支出

事業収益 1,528,493千円

項 目	予 算 額 (千 円)	主 な 内 容
営 業 収 益	1,359,434	総給水量 9,284,000 m ³ 総有収水量 8,987,000 m ³ 有収率 96.8% ・給水収益 1,114,403千円 ・受託工事収益 1,997千円 ・配水管工事負担金 55,188千円 ・加入金 137,808千円 ・下水道使用料徴収事務受託料 47,412千円
営 業 外 収 益	168,959	・長期前受金戻入 167,345千円
特 別 利 益	100	

事業費 1,310,503千円

項 目	予 算 額 (千 円)	主 な 内 容
営 業 費 用	1,295,110	・県水受水費 438,367千円 ・動力費 47,343千円 ・浄水場運転管理等委託料 53,525千円 ・量水器満期交換 20,256千円 ・水道料金等徴収等委託料 88,875千円 ・貸倒引当金繰入額 943千円 ・減価償却費 403,532千円 ・固定資産除却費 683千円
営 業 外 費 用	9,793	・企業債利息 8,556千円
特 別 損 失	600	
予 備 費	5,000	

2 資本的収入及び支出

収入額 6,962千円

項目	予算額 (千円)	主な内容
負担金	6,962	・一般会計負担金 6,962千円

支出額 623,546千円

項目	予算額 (千円)	主な内容
建設改良費	581,845	・給配水管布設費 250,236千円 ・浄水場施設改良費 302,184千円
企業債償還金	36,701	・企業債償還金 36,701千円
予備費	5,000	

※ 主要な建設改良事業

南浄水場第1・2配水池改修事業(2ヵ年継続事業)

244,944千円

議案第31号

平成30年度下水道事業会計の主な予算内容

1 収益的収入及び支出

事業収益 1, 174, 481千円

項 目	予 算 額 (千 円)	主 な 内 容
営 業 収 益	906, 702	有収水量 8,682,000 m ³ ・ 下水道使用料 654,534千円 ・ 他会計負担金 251,596千円 ・ 指定工事店等手数料等 572千円
営 業 外 収 益	267,764	・ 預金利息 4千円 ・ 他会計補助金 111,114千円 ・ 長期前受金戻入 153,074千円 ・ 下水道施設占用料等 3,572千円
特 別 利 益	15	・ 過年度損益修正益 15千円

事業費 1,037,853千円

項 目	予 算 額 (千 円)	主 な 内 容
営 業 費 用	927,657	・ 施設維持関係委託(雨水) 12,036千円 (汚水) 34,734千円 ・ 施設維持等修繕 (雨水) 5,112千円 (汚水) 26,799千円 ・ 下水道使用料算定及び徴収事務委託 47,412千円 ・ 荒川右岸流域下水道事業維持管理負担金等 288,836千円 ・ 貸倒引当金繰入額 595千円 ・ 減価償却費 454,042千円
営 業 外 費 用	104,896	・ 下水道事業債利子償還金 77,710千円
特 別 損 失	300	・ 過年度損益修正損 300千円
予 備 費	5,000	

2 資本的収入及び支出

収入額 337,518千円

項目	予算額 (千円)	主な内容
企業債	228,700	・建設改良費等企業債 228,700千円
補助金	68,000	・国庫補助金 68,000千円
他会計負担金	22,407	・他会計負担金 22,407千円
他会計補助金	18,291	・一般会計雨水補助金 18,291千円
貸付金償還金	120	

支出額 775,522千円

項目	予算額 (千円)	主な内容
建設改良費	377,399	・工事請負費(雨水) 192,024千円 (汚水) 79,364千円 ・委託料 (雨水) 14,969千円 (汚水) 25,164千円 ・荒川右岸流域下水道事業建設負担金 21,229千円
企業債償還金	392,823	・下水道事業債元金償還金 392,823千円
貸付金	300	・水洗便所改造資金貸付金 300千円
予備費	5,000	

※ 主要な建設改良事業

越戸川第1号雨水幹線整備工事	189,000千円
和光市駅北口土地区画整理地内汚水整備工事	21,341千円
中央分区枝線工事(市道476号線)	43,200千円